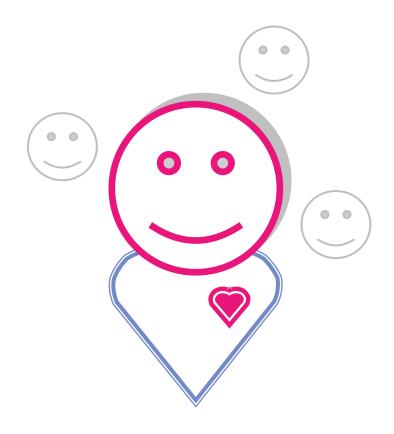
安心・安全な学校づくりのために

いじめ防止基本方針

いじめ防止対応マニュアル



しない させない 見逃さない

長野県更級農業高等学校

目 次

Ι		いじめ防止等の対策ための基本的な方針					
	1	学校のいじめ防止等の対策の目指すもの	1				
	2	学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方	2				
\mathbb{I}	いじめ問題の理解						
	1	いじめの定義	3				
	2	いじめ対応についての基本的認識	3				
	3	いじめの態様	4				
	4	いじめの進行	5				
	5	いじめの背景	5				
	6	いじめの問題性	7				
	7	学校に求められる安全配慮義務	8				
Ⅲ いじめ問題への取組							
	1	いじめ問題に対する学校・教員の基本姿勢	9				
	2	「いじめを起こさない」態勢づくり	10				
	3	トラブルは、なぜ起きる?	11				
	4	いじめ防止対策組織「教育支援委員会」の位置づけ	12				
	5	いじめ防止等の取組(未然防止・早期発見・取組評価)	13				
	6	いじめ防止・心の健全育成に係わる年間指導計画	16				
	7	いじめ対応フローチャート	17				
	8	被害生徒への対応	18				
	9	加害生徒への対応	20				
	10	観衆・傍観生徒等への対応	22				
	11	関係機関との連携	23				
	12	「ネットいじめ」の理解	24				
	13	「ネットいじめ」対応フローチャート	25				
	14	「ネットいじめ」への対応	26				
	15	重大事態対応フローチャート	27				
	16	重大事態発生時の対応	28				
	17	緊急対応(自殺)	31				
	18	報道機関・地域社会への対応	34				

Ⅲ 関係法律、アンケート、チェックシート、相談窓口

○いじめ防止対策推進法 (概要)	36
○いじめ撲滅宣言と教育相談窓口に係わるHR掲示	37
○いじめアンケート調査(生徒用)	38
○いじめ問題取組 チェックシート (学校用)	40
○いじめ問題取組 チェックシート (教員用)	41
○いじめ早期発見 チェックシート (教員用)	43
○学級経営 チェックシート (学級担任用)	44
○ネット上のトラブル初期対応チェックシート・指導経過報告書	45
○教職員のための情報モラル・セキュリティ チェックシート	47
○心の相談先一覧	48

I いじめ防止等の対策ための基本的な方針

1 いじめ防止等の対策の目指すもの

本校は、地域農業及び地域産業に主体的・創造的に貢献できるスペシャリストを育成することを目標に、地域から信頼され、地域に開かれた、安全で安心して学べるエコロジカル・アグリハイスクールの実現をめざして教育活動を展開している。

教職員は、いのち・食・環境に係わる農業学習を通じて、すべての生徒が情操豊かで潤いある心をはぐくみ、心身ともに健全な人格を養うために、有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう、いじめを抑止し人権意識を尊び、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針(いじめ防止全体計画)を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、創立百余年の歴史に馨る農業高校として特色ある農業教育を推進し、地域に根ざし地域から親しまれるとともに、地域の発展に貢献できる有為な人材を育成している。

まず、学習指導においては、規律のある学習環境づくりや、習熟度別講座や専門コースでのグループ学習などによる学び環境の工夫、わかる授業の展開をとおした一人ひとりが活躍できる場づくりに努めるとともに、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードにした授業づくりを推進している。また、農業学習では、グループでの実験実習や研究活動をとおして協調性や表現力・発表力の育成を図りつつ、積極的に地域へ出掛け、地域の人々と交流し、学んだ専門知識や技術を活かして実践力や社会性、コミュニケーション能力も高めている。生徒主体の公開講座の開催や地域イベントでの農産物販売、地域での研究発表など、地域活動は年々広がっている。また、生徒会活動でも、地域と連携したあいさつ運動や防犯活動なども展開し、明るい街づくりや青少年の健全育成にも貢献している。

一方、生徒指導においては、時代の移り変わりとともに、個人の価値観の変化や規範意識の薄れ、家庭や地域を取り巻く環境等が大きく変化してきているものの、「基本的生活習慣の確立」「規範意識・人権意識の向上」「安心・安全教育」「家庭および関係団体との連携」の4つを重点に掲げ、健全な人間性の育成に力を注ぎ、生徒は以前に比べて落ち着いた学校生活を送っている。

しかし今、学校現場では「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。特に、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」を全教職員の共通認識のもと、その指導体制を構築し、学習指導や生徒指導、生徒会活動、クラブ活動等の学校教育全体をとおして、家庭や関係機関と連携しながら計画的かつ日常的に取り組む必要がある。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるが、そうしたトラブルがいじめ 問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人 へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのために は、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい集団 をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせない。

ついては、すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道 徳心をはぐくみ、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能 力の素地を養う。
- ・生徒が「学び甲斐」を実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むと ともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた 生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確 認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、 事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すことが大切なので、 学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から多くの大人が生 徒と関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外を問わず生徒 と多くの大人が関われるような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

Ⅱ いじめ問題の理解

1 いじめの定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

(いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日公布)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

『いじめ』とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

- (注1) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) 「けんか」、「ふざけ合い」に見える行為の中にあるいじめを見逃さない。(学校いじめ防止基本方針 改定 平成29年3月)

2 いじめの「解消」についての定義

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安としてやんでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(学校いじめ防止基本方針 改定 平成29年3月)

3 いじめ対応についての基本的認識

◆いじめは、個人の人権を否定する問題であり、個性をも否定する問題です。

弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない人権侵害です。また、個性尊重の精神を培うために、関係者のすべてが真剣に取り組むべき問題です。

◆いじめは、教員の生徒観や人間性と、指導の在り方が問われる問題です。

教員の日頃の言動が生徒に与える影響は大きく、教員自身の教育観や人間性が問われると同時に、当事者だけでなく全ての生徒の生き方に関わる問題です。

◆いじめは、学校·家庭·地域社会が連携して取り組むことが必要な問題です。

いじめの問題については、学校だけで解決することに固執することなく、保護者及び 教育委員会等の関係諸機関と適切な連携を図り、誠意をもって対応することが必要な問 題です。

◆いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している問題です。

いじめの問題の解決のためには、家庭がきわめて重要な役割を担っています。日頃から学校と家庭の連絡を密にし、家庭の教育機能の充実を図る必要があります。

4 いじめの態様

手段による「いじめ」

(1) 物理的いじめ

○ 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)○ たかり : 金品のたかり、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など

○嫌がらせ:持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

(2) 心理的いじめ

○ 言葉 : 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど

○ 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど

○ 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

動機による「いじめ」

○ 怒りや憎しみからのいじめ

- うっ情晴らしからのいじめ
- 性格的な偏りからのいじめ
- 関心を引くためのいじめ
- 隠された楽しみのためのいじめ
- 仲間に引き入れるためのいじめ
- 違和感からのいじめ

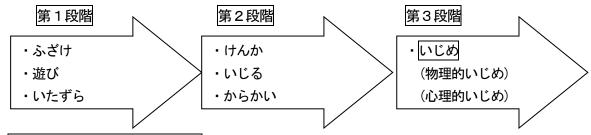
★いじめの犯罪性 「いじめ」と「犯罪」は地続き → いじめの犯罪性をきちんと教える 「いじめ」が抵触する可能性がある刑罰法規の例について

[犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について (通知) 平成 24 年 11 月 2 日 文部科学省]

強制わいせつ (刑法第 176 条) ・傷害 (刑法第 204 条)・暴行(刑法第 208 条) ・強要 (刑法 第 223 条) ・窃盗 (刑法第 235 条) ・恐喝 (刑法第 249 条) ・器物損壊等 (刑法第 261 条)

水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸	暴行罪 刑法208条
ぐらを掴む、押し倒す、髪の毛を引っ張る・切る、つねる、金銭	恐喝罪 刑法249条
や物品を要求する	
上記の行為等により、けがを負わす、火を押しつける	傷害罪 刑法204条
黒板やインターネット上で、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪
	刑法230・231条
言葉や文書・メール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
落書きをする、教科書を破る・捨てる、持ち物を壊す・捨てる、	器物破損罪 刑法251条
服を破る(物の形状が元に戻らない程度)	
性的行為を強要する、裸になることを強要する	強要罪 刑法223条
裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する、裸の写真をメールで送信	児童売春・児童ポルノ禁止法
する・インターネット上に掲載する	

5 いじめの進行



「いじめ」を見極めるポイント

- → 対等な関係があるか?
- → 一定のルールがあり、役割の交代があるか?
- → 行為に楽しさや心の交流があるか?

6 いじめの背景

(1) いじめの要因

いじめの要因には、学校における人間関係や家庭環境、学習など様々である。

【生徒の心理】

- ストレスが身体症状、行動面に現れやすい。
- 不安やイライラ、無気力、抑うつなどの心理状態に陥る。
- 自尊心の傷つきを暴力やいじめで癒やす。 など

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教員との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

【家庭における要因】

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

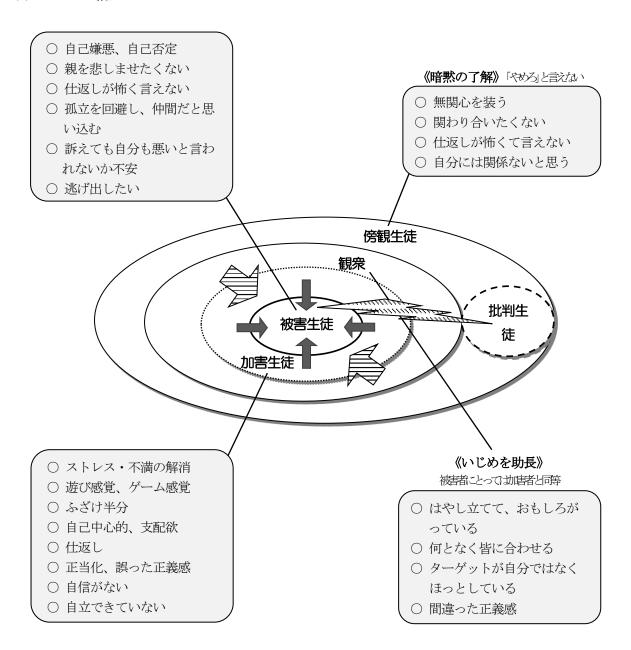
【地域における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。 など

【社会全体の要因】

- ○「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 社会全体の人間関係が希薄になっている。
- 大人のモラルが低下している。など

(2) いじめの構造



- ◇ いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。
- ◇「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在となる。
- ◇「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもある。
- ◇ 誰にも起こり得る不安感が、いじめを陰湿化し、外から見えにくくしている。
- ◇ 生徒の状況を注意深く観察し、対象に応じて的確に指導する。
- ◇ いじめの非人間性やそれが人権を侵す行為であることに気づかせる。
- ◇ 暴力を否定し善悪の判断力ができるいじめの「批判者・仲裁者」を育てる。

7 いじめの問題性

(1) 人権的視点からの問題点

いじめは、身体・生命・財産の安全を脅かし、人格を傷つける加害行為であり、人権侵害 行為です。いじめは、癒すことのできない心の傷を生徒に残すとともに、次の視点からも、 生徒の人権にかかわる重大な問題です。

- ◇ いじめ自体の陰湿性から教員や保護者に見えにくく、執拗に繰り返される。
- ◇いじめられる側の生徒は、訴えることができないことが多い。
- ◇ いじめは巧妙に偽装化され、いじめる側の罪悪感が薄い。
- ◇ いじめられる側、いじめる側の双方の人格形成に「ゆがみ」をもたらす。

(2) いじめ問題から考えるべきこと

いじめに関する実態を分析してみると、教員として考えなくてはならないことがたくさんあります。

多くの教員が、いじめの実態 に気づかなかったと言ってい ます。

・いじめられている生徒が発するわずかなサインも見逃さないようにするために、いじめの問題に対する基本的な考え方を正しく認識する必要があります。

深刻な事例では、誰にも相談できず、誰も頼ることができないと、「自ら命を絶つ」場合もあります。

·いじめは、「いじめる側が悪い」ことを生徒に認識させ、必ず誰かに相談することを繰り返し指導することが大切です。

学校の規模や周りの環境に関係なく発生しています。

・小規模校だから、都市部でないから、今は落ち着いているから、といって安心せずに「どの学校でも、どの生徒にも起こりうる。」と、危機意識を持ち続けることが重要です。

いじめが解消したと判断した 事例からも自殺者が発生して います。

·解消したと思える事例でも、いじめが再発する可能性があり、全教員での継続した見守りが必要です。

様々な時間·場所において、 いじめが発生しています。 ·部活動の時間や清掃時間等でも発生しており、担任の みならず、顧問や担任等が連携した対応が必要です。

学校と保護者との認識の違いや、学校の対応が保護者や関係者・教育委員会に確実に伝わっていない事例が発生しています。

·事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、指導の経過や 今後の指導方針を保護者に明確に説明して緊密な連携 を図り、誠実に対応するとともに、深刻な事案は教育 委員会や関係諸機関との連携を密にしていくことが重 要です。

8 学校に求められる安全配慮義務

保護者から大切な子どもを預かっている学校は、常に生徒の安全を守らねばならない。い じめによって生徒の安全が脅かされるようなことは、決してあってはならない。

学校が生徒の安全を守る義務は、法的には「安全配慮義務」または「安全保持義務」と呼ばれている。教育法規上は、学校の安全配慮義務に関する直接の規定はないが、学校に安全配慮義務があることは、自明のこととされている。

例えば、昭和 61 年、東京都の中野富士見中学校の生徒が同級生からいじめを受け、「このままじゃ生きジゴクになっちゃうよ」という遺書を残して自殺した事件について、東京高裁は、「公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれが現にあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の発生を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務があるといわなければならない。」(平成6年5月20日判決)と判示している。

このように学校には安全配慮義務があるから、学校はいかなる場合も、最善を尽くして生徒の安全を図らなければならない。学校が安全配慮義務を最大限に尽くしてもなお事故が起きたときは、いわば不可抗力であり、事故の責任は問われない。しかし、安全配慮義務を疎かにして、事故が起きたときは、学校の責任は免れない。では、学校がいじめに対し安全配慮義務を尽くしたと言えるためにはどうすべきか。

いじめ防止のための6つの義務について、かつて、日本弁護士連合会は、いじめに関する主要判例を分析して、その内容をまとめている(『いじめ問題ハンドブック』こうち書房刊:1995年)。その報告書によると、いじめ防止のために学校がとるべき安全配慮義務について、裁判所は、次の6つの義務を学校に求めている。

① 学校の一般的注意義務

いじめへの対応で、学校が負う注意義務のレベルは、親権者の保護義務と同等のものと考えるべきである。

② いじめの本質を理解する義務

教員はいじめの本質や特徴等について学習し、それを教育実践やいじめ防止に生か す義務がある。

③ 生徒の動静把握義務

教員は生徒の生活実態をきめ細かく観察し、常にその動静を把握して、いじめの発見に努める義務がある。

④ いじめの全容解明義務

いじめ行為があると認められる場合、学校はいじめの全容につき、その実態を調査し解明すべき義務を負う。

⑤ いじめ防止措置義務

学校はいじめ防止のため、生徒への指導・説諭、出席停止や校内謹慎措置の実施、 学校変更の具申、警察への援助要請、児童相談所等への通知等の措置をとる必要があ る。

⑥ 保護者に対する報告・協議義務

教員は親に報告する義務といじめの防止について、保護者と協議する義務がある。

Ⅲ いじめ問題への取組

1 いじめ問題に対する学校・教員の基本姿勢

(1) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という危機意識をもつこと

- ○どの学校においても、どの生徒も、いじめる側、いじめられる側になり得るという認識 をもつこと
- ○日頃から生徒が発するサインを見逃さず、早期発見に努めること

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者になり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。「生徒指導提要」(文部科学省 平成22年3月)より

(2) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと

- ○命や人権にかかわる問題として受け止め、最後まで指導しきること
- ○いじめられている者を守り通す立場から、毅然とした態度で指導を徹底すること
- ○単なるいたずらやけんかを受け止めず、いじめは卑怯な行為であるとの認識を徹底する こと

(3) いじめられる生徒の立場で考えること

- ○「いじめられる側にも問題がある」との見方をしないこと
- ○いじめられているか否かは、いじめられた生徒の気持ちを重視し、いじめられた生徒の 立場に立って親身に指導を行うこと
- ○先入観で生徒たちの人間関係を強者、弱者と固定せず、多面的に捉えるよう努めること により、いじめの実態を的確に把握すること

(4) 根気強く継続的な対応に心掛けること

- ○いじめを未然に防止することや、いじめを早期に解消することは、生徒の成長・発達に とってきわめて重要な問題として受け止めること
- ○一度いじめが解決したように見えても、再度いじめが起こる場合もあり、継続して取り 組むこと

(5) 周囲と連携して対応にあたること

- ○いじめが起こったら一人で抱え込まずに、よりよい学校・学級づくりのチャンスと捉え、他の教員と協力し、学校全体で組織的に対応すること
- ○いじめの問題は、家庭教育のあり方に大きな関わりを有しており、家庭との連携を日頃 から密にし、良い人間関係づくりに努めること
- ○カウンセラーや関係機関等とも連携を図り、いじめられた生徒に守ってもらえるという 安心感をもたせること、また、いじめる生徒のいじめる気持ちの背景にも効果的な指導 を行うこと

2 「いじめを起こさない」態勢づくり

治療的予防 = 早期発見・早期対応を徹底したり、さらに一歩進めて発生を予想したりするなど、問題を起こしそうな生徒を念頭において行う問題対応型の予防

未然防止

教育的予防 = 問題を起こしそうな生徒に特化することなく、すべての生徒が被害者・加害者等にならないよう、自らいじめを回避・解決できる生徒へと育つことを目標に行う健全育成型の予防

(1) 「いじめを起こさない」学校づくり

- ○生徒一人ひとりの良さを認め、誉め、励まし、伸ばす学級経営
- ○小さな問題行動であっても見過ごさない、適切かつ毅然とした指導
- ○教員の人権感覚を磨き、生徒を一人の人間として大切に接する教育

(2) 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ○全校集会や学年集会の活用
- ○生徒や保護者向け通信の活用

(3) 豊かな心と道徳的実践力の育成

- ○道徳性の育成(思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正・公平など)
- ○体験活動や日常生活をとおして、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成
- ○生徒会活動など、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動を充実
- ○人権尊重の観点から、被害生徒、加害生徒、観衆、傍観者それぞれの立場で考え、いじ めを根絶する意欲を育成

(4) 生徒との信頼関係の構築

- ○受容的態度と、毅然とした態度のバランスのよい対応
- ○生徒の話をよく聞く
- ○日頃の積極的な交流

(5) 生徒理解に基づいた指導

- ○チェックシートの活用
- ○丁寧な観察と個人面談、スクールカウンセラーの活用
- ○社会性や対人関係力を高める指導
- ○すべての生徒の「居場所づくり」と生徒間の「絆づくり」
- ○「自己有用感」を高める指導

(6) 教員研修の充実

- ○生徒理解に関する研修
- ○いじめに関する事例研究
- ○生徒指導スキルや教育相談スキルの向上
- ○いじめ問題への取組の定期的な点検

3 トラブルは、なぜ起きるのか?

(1) 保護者から寄せられる内容で多いもの

- ○学校の対応が遅い。
- ○教員に相談したが、解決してくれない。
- ○教員の発言がいじめを助長する内容だ。
- ○学校は、いじめを深刻な問題ととらえていない。

教員は、保護者に対して



- ○被害者優先の姿勢で接し、配慮のない発言をしない。
- ○誠意をもって素早く対応し、学校への不信感が生じないようにする。
- ○訴えを共感的態度で傾聴し、学校に非がある場合は、率直に謝罪する。
- ○指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

(2) いじめる理由として多いもの

〇いじめる理由を正当化してしまう例

- 理由があるからいじめてもいい。
- ・暴力さえ振るわなかったら、いじめてもいい。
- 先生に言いつけるのは卑怯だ。
- 大人もやっているじゃないか。

〇いじめる理由を合理化してしまう例

- ・いいこぶったり、かっこつけている。
- きまりを守らないから、教えてやっている。
- ・みんなを代表して、注意してやっているんだ。
- ・約束を破る。嘘をつく。生意気だ。
- 自分もいろいろ迷惑をかけられた。

○不満を解消するためにいじめをしてしまう例

- 日月 01 00004 01CC C 2 1000 07 C 1000 07
- ・あの子を見ているとイライラする。腹が立つ。
- からかうと楽しい。おびえる姿がこっけいだ。
- 自分もいじめられたことがあるので、お返しだ。・冗談だ。ふざけあっているだけだ。
 - いじめるのが楽しい。スカッとする。



「発達的な視点(LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点)」を見落とさない

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があります。

例えば、LD・ADHD・高機能自閉症等の生徒の多くは、授業中、話を聞き取ることが苦手であったり、話が終わる前に回答を言ってしまったりすることがある。また、相手の気持ちを読み取ったり、言葉の真意を理解できずに言われたまま受け取ったりする場合があり、生徒同士の間で、トラブルになることもあります。

自分では、一生懸命やっているつもりなのに、うまくいかなかったり、仲間はずれにされたり、いつも叱られたりすると、しだいに何に対しても自信を失ってしまいがちです。まず、周りの人が障害の特性を十分に理解し、その生徒を理解し、認め、自尊感情を育てることが大切です。また、情報を伝えるときなどは、言葉だけでなく視覚的な情報を活用するなど、生徒一人ひとりの状況に応じた支援が大切です。

このように「発達的な視点」をもつことで、障害のあるなしにかかわらず、すべての生徒をいじめる側にもいじめられる側にもさせない体制を整えることが大切です。

4 いじめ防止対策組織「教育支援委員会」について

(1) 構成員

教頭〈1〉、生徒指導主事〈1〉、各学年主任〈3〉、養護教諭〈1〉、教育相談・特別支援教育コーディネーター〈1〉、人権道徳係〈1〉 … 8人

- ※いじめ発生時の対応 … 校長のリーダーシップのもと「教育支援委員会」に、生徒指導係、・学年会(担任含む)、その他関係職員等を加えた拡大組織を設置し、迅速に早期対応する。また、いじめの状況に応じて外部(高校教育課・教学指導課心の支援室・北信教育事務所、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等)との連携も図る。
- ※「教育支援委員会」の日常業務

いじめ防止対策、不登校対策、教育相談、特別支援教育

(2) 役割(いじめに係わる内容)

- ○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
 - ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
 - ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
 - 「学校生活アンケート」や「いじめアンケート」を行い、取組の見直しを行う。
 - ・いじめ問題取組チェックシート(学校用・教員用)を利用した取組の評価を行う。
- ○学校のいじめ防止等の情報の家庭への周知
 - ・学校基本方針の家庭への周知や地域への発信を行う。
 - ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。
- ○いじめの早期発見、早期対応
 - ・いじめ早期発見チェックシート(教員用)や学級経営チェックシート(学級担任用)など を利用して、いじめの未然防止や早期発見に努める。
 - ・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。
- ○教職員の意識啓発
 - ・学校のいじめ防止基本方針の全職員の共通理解を図る。 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条 の規定に違反しうることを全教職員が理解していることが重要
 - ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

5 いじめ防止等の取組(未然防止・早期発見・取組評価)

どの生徒にも、どの学校でも起こり得る可能性がある

しない、させない、見逃さない!

いじめられている生徒の立場に立ち、徹底して守り通す

(1) いじめの未然防止の取組

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の 育成を図る。

○学習指導の充実

- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作り を行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・3観点(ねらい・めりはり・見とどけ)を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を 合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、 すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。
- ・生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の 精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。
- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目 を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、 生徒に訴える。

○道徳教育の充実

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳教育は有効である。
- ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめ をしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。
- ・生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

○学級活動の充実

・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相 手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるよ うにする。

・文化祭への学級(学年)としての取組やLHRでの学級レクリェーションなど、生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

○体験活動の充実

- ・生徒たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に 対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に、自分自身が気づき、発見して体得し ていくことができる。
- ・現在の生徒たちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との かかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教 育活動に取り入れることが必要である。
- ・生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事 を計画し、生徒が主体的に取組めるように支援する。
- ・異学年交流や学校種間交流、地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

イ 「いじめは絶対に許さない」学校姿勢の周知

- ○年度当初に生徒指導通知等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校・学年集会や PTA会議等を活用して周知を図る。
- ○生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。
- ウ 生徒の主体的活動やコミュニケーション活動を重視した活動の充実
 - ○現在の生徒たちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をは じめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくこと が必要である。
 - ○生徒たちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。
 - ○生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
 - ○主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し 遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
 - ○生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、 自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上

- ○いじめの未然防止や情報モラル・人権意識に関する校内研修会を行う。
- ○授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室 づくりを行う。
- ○教職員自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ○校内授業公開週間を各学期に1回設定し、生徒指導や学習指導の視点から授業に対する感想や助言、授業を振り返る機会をもつ。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日常活動を通した早期発見、観察の観点
 - ○生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
 - ○学級日誌や相談等を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつなげる。
 - ○いじめ早期発見チェックシートや学級経営チェックシート等を活用する。
 - ○教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をしておく。
 - ○学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。
 - ○気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

イ 相談体制の充実

- ○生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口(教育支援委員会教育相談担当)を設け、生徒や保護者に周知する。その際、教育相談室を確保し、保護者からの相談の受付を学級担任以外の職員も対応できるようにする。
- ○教育相談担当が、生徒や保護者向けに通知を発行し、教育相談窓口(担当、相談日・時間帯等)の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ○「相談箱」を設置する等して、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工 夫もする。
- ○いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「教育支援委員会等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

ウ アンケート調査の活用

- ○「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、 生徒の悩み相談に応じたりする。
- ○「学校生活アンケート」等を用いて、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性 について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。
- ○家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力 を得る。

(3) 学校の取組に対する評価

- ○年間計画に従って「いじめアンケート」を実施し、生徒や保護者、クラスの実態を把握する。
- ○年間計画に従って「学校生活アンケート」を行い、生徒や保護者の意識を把握する。
- ○年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の 取組を検証し、以降の取組に生かす。
- ○評価したものを家庭や地域に公表する。

6 いじめ防止・心の健全育成に係わる年間指導計画

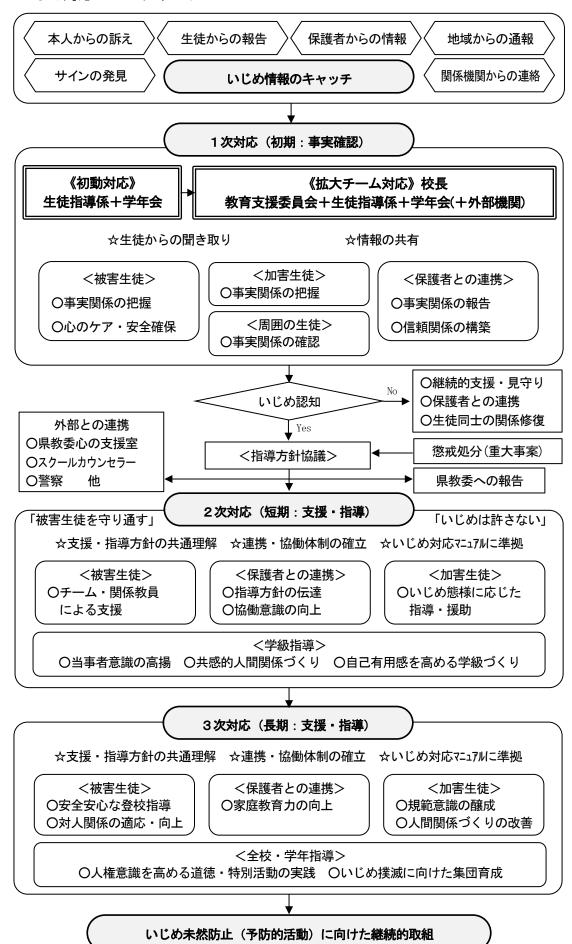
★スローガン 『 農で育む 豊かな こころ 』 『 笑顔で こころ つながる 』

学期	月	計 画 内 容
	4	 ○1学期始業式:生徒指導講話 [2・3学年] ○教育相談の周知 [全校] (通知:教育相談窓口やSCの活用) 《教育支援委員会》 ○立番指導 [全校] (あいさつ運動、服装・遅刻指導) 《生徒会執行部・校風委、生徒指導係》 ○学校評価計画策定《学校評価委員会》 ○教育支援委員会、生徒指導係、人権道徳係の年間指導目標・計画の立案 ○教員研修申込み [生徒指導や教育相談等に関する個人研修] (県総合教育センター) ○生徒総会① [全校]:「いじめ撲滅宣言」「情報モラル宣言」《生徒会執行部・校風委員会》 ○PTA総会・PTA役員会① (学校いじめ防止基本方針の周知、保護者への啓発研修)
1	5	○職員研修(いじめ防止、情報モラル、人権意識等)《教務係》 ○情報モラル講話〔1学年〕(情報モラル)《1学年》
1 学期	6	○学校評議員会①(計画) 〔学校評議員運営委員会〕○いじめ・学校生活アンケート①実施〔全校〕《教育支援委員会》○いじめアンケート結果に基づく早期対応〔教育支援委員会、学年会、生徒指導係〕○立番指導〔全校〕(あいさつ運動、服装・遅刻指導)《生徒会執行部・校風委、生徒指導係》○人権道徳教育〔全校〕(講演、映画鑑賞) 《人権道徳係》
	7	○人権について考える強調月間《人権道徳係》○稲荷山養護学校交流①《生徒会》○授業公開週間②《教務係》○三者懇談会〔全校〕○1学期終業式:生徒指導講話〔全校〕
	8	○2学期始業式:生徒指導講話〔全校〕
	9	○職員校内研修(教育相談、人権教育、特別支援教育等)《教務係》○稲荷山養護学校交流②《生徒会》○PTA役員会②(いじめ問題等を含めた学校教育に関する意見や要望を聴取)
2 学期	10	○授業公開週間②《教務係》○立番指導〔全校〕(あいさつ運動、服装・遅刻指導)《生徒会執行部・校風委、生徒指導係》○学校評価中間評価《学校評価委員会》○教育支援委員会、生徒指導係、人権道徳係の中間評価(成果と課題・改善策)
期	11	○いじめ・学校生活アンケート②実施〔全校〕《教育支援委員会》○マナーアップキャンペーン(あいさつ運動、乗車マナー向上)《生徒会、生徒指導係》○いじめアンケート結果に基づく早期対応《教育支援委員会、学年会、生徒指導係》
	12	○立番指導〔全校〕(あいさつ運動、服装・遅刻指導)《生徒会執行部・校風委、生徒指導係》○人権について考える強調旬間《人権道徳係》○生徒総会②〔全校〕:「いじめ撲滅宣言」「情報モラル宣言」検証《生徒会執行部・校風委員会》○三者懇談会〔全校〕○2学期終業式:生徒指導講話〔全校〕
	1	○3学期始業式:生徒指導講話〔全校〕○授業公開週間③《教務係》○PTA役員会③(いじめ問題等を含めた学校教育に関する意見や要望を聴取)
3 学期	2	○生徒指導係、教育相談係、人権教育係の年間評価(成果と課題・改善策)○学校評価年度末評価《学校評価委員会》○学校評議員会②(評価結果)《学校評議員運営委員会》
	3	○3学期終業式:生徒指導講話 [1・2学年] ○新入生オリエンテーション [新1学年・保護者] 《新1学年、教務係》 高校生活の過ごし方(教育方針、学習指導、生活指導、部活動、懲戒処分指針、教育相談)

【上記以外の指導計画】

- ○学年通信、学級通信、生徒指導通信・通知の発行
- ○高校人権教育通信リニューアル版「High School Human Rights」(教学指導課心の支援室)及び「ユキビタス」(生徒指導総合対策会議)の活用
- ○授業規律の徹底(規律のある学習環境づくり)
- ○情報モラル教育(科目「農業情報処理」)、人権道徳教育(科目「現代社会」「家庭総合」「保健」)
- ○ネットパトロールによる個人情報掲載サイトや誹謗中傷サイト等の撲滅
- ○学年集会(生徒指導や情報モラル、人権道徳等に係わる講話、外部講師活用)
- ○ホームルーム活動(人権・道徳をテーマにした学習や話し合い)
- ○交流や協働、ボランティア等の活動をとおした主体的な地域貢献活動
- ○立番指導(あいさつ運動、服装・遅刻指導)におけるPTA生徒指導委員会との連携

7 いじめ対応フローチャート



8 被害生徒への対応

いじめられた生徒への共感的な理解と心理的ケアを施す

安心して学校生活を送れるよう安全な環境を整える

本人との信頼関係を築き、長期的な支援を続ける

(1) 教員の対応 … 全力で守り通すこと、秘密を守ることを保障

- ① 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ② 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③ 先生に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との 安心感を与えるよう努める。
- ④ 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦ 家庭との連絡を密にし、生徒の学校での様子や今後の対応について、保護者に伝える とともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧ 加害生徒の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容 した後で、冷静に判断するよう促す。
- ⑨ 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

【具体的な対応】 … 受容・傾聴・共感

① 話を頷きながら聴く

・生徒の訴えについて、顔を見ながら一言ひとことに頷きながら聴くことにより、「あ なたのいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。

② 本人の訴えた言葉を復唱する

- ・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、生徒に 安心感を与える。
- ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。

③ 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える

- 教員が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
- ・被害生徒が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。

④ わからないことを質問する

- 話していることがよくわからないからといって生徒の話を遮ってまで聴かない。
- 「わからないことがあるから質問していい?」と尋ねてから聴く。
- ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。

⑤ 本人が努力していることを支持する

- 「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉 をかける。
- ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
- ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、そ の気持ちを聴いてみるようにする。

(2) 被害生徒の保護者への対応・被害生徒の家庭での対応 … 学校と家庭間の緊密な連絡

① いじめられている事実が判明した場合の対応

く保護者への対応>

- ・いじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方 針を説明し「子どもを守る」という姿勢のもとで信頼関係を作る。
- ・保護者の怒り、不安、悲しみ等を真剣に受け止め、学校としてどんなことがあっても、いじめられている生徒を守ることを伝える。
- ・いじめている生徒や、その他の周辺の生徒にどんな指導を行ったかを伝え、被害生徒 が安心して学校生活を送れるような具体的な改善策を説明する。
- ・自己防衛的な発言、被害生徒の痛みに共感を示さない発言、いじめられた方にも原因 があったなどの発言等、不用意な発言しない。

<家庭での対応>

- ・家庭における「居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- 「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

② 些細な変化(危険信号)に気づく(特に自殺のサイン)

- ・死につながるような発言はないか?
- ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか?
- ・眠れない様子はないか?
- ・死を賛美する言動はないか?

【好ましくない対応】

① いじめの存在に気づかない

- ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という責任逃れの考え方。
- ・「いじめられているようには見えなかった(楽しそうにしていた) | 等。

② いじめの深刻さに気づかない

- 「いじめられる方にも問題がある」という誤った考え方。
- ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方等。

③ 否定認識や不用意な発言

「やられたらやり返しなさい」「反抗できない方が悪い」「負けるな、頑張れ、いい試練だ」との認識に欠ける発言、生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言、「被害生徒保護優先」を無視した発言、自己防衛的な発言、被害生徒の「痛み」に共感を示さない発言、具体性のない発言等。

4 不適切な対応

- 十分な事実確認をしないで被害生徒と加害生徒の話し合いの場を持つ。
- ・本人や相手の合意を得ないまま、対面の話し合いを持つ。
- ・日時、話し合いのルール等を定めない。
- どちらの言い分が正しいかを決めつける。
- ・教員が裁判官的な立場で対応する。

⑤ 外部の情報等を活用しない

- 「密室」の対応になっている。
- ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

9 加害生徒への対応

「いじめは許されない行為・人権侵害」との認識に立った毅然とした指導

相手の苦しみを理解させ、自分の行為を見つめさせる指導

温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

(1) 指導の基本的姿勢 … その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続 的に指導する

- ① 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- ② 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- ③ 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- ④ 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人の力で問題の解決を図れるよう支援する。
- ⑤ 教員は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっていると いう認識を持ち指導にあたる。

(2) 教員の対応 … 加害生徒の心情の共感的理解

- いじめを完全にやめさせる。
- ② いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ③ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何があったのか? ・どんなことから? ・いつ頃からか? ・どこで?
 - ・どんな気持ち? ・どんな方法で? ・誰が(命令)したのか? ・複数? 等。
- ④ 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- ⑤ 相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
- 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- ⑦ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる とともに、教員との信頼関係を構築する。
- ⑧ 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ⑨ 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

【対応ポイント】

【好ましくない対応】

① 権威的な指導

- ・学級等みんなの前でいじめた生徒を非難する。
- 体罰を行う。
- ・生徒の人格を否定するような発言をする。
- ・命令口調で対応する。
- ・過去を引き合いに出す。
- ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
- 兄弟姉妹と比較する。

② 基本認識を誤った指導

- 何もかも「いじめ」と決めつける。
- ・教員の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

(3) 加害生徒の保護者への対応 … 連携・協力、毅然とした姿勢

① 事実関係は正確に伝える

- ・いじめの事実を正確に伝える。
- ・いじめはどんな理由であれ絶対に許されないことを説明する。一方、いじめの行為そのものは憎んでも、いじめている子どもを憎むのではないという認識で話をすることが大切である。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

② 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
- ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- ・生徒の良さを認め、親の苦労も十分労いながら対応する。

③ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする

- ・被害生徒の苦しみや辛さを理解してもらい、被害生徒への心からの謝罪を促す。
- ・保護者の意向を踏まえ、今後の指導方法や協力事項を、具体的に助言する。

④ 教員と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す

- ・家庭でも、ただ叱るだけでなく、自己のあり方を自省させ、克服するよう励ます。
- ・生徒が自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

(4) 被害生徒の家庭での対応 … 子どもにとって何が良いのかを考える

① 両親が一緒に叱責しない

・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。

② 事実を聞き出す

- どんな行動をしたのか?
- その結果どうなったのか?

③ 徹底的にいじめを否定する

- ・「いじめは人間として許されない行動である、自分も許さない」
- 「いじめられた生徒は苦しんでいる」
- 「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」等

④ きちんと謝罪する

あらかじめ被害生徒とその保護者の意向を確認し、被害生徒の思いに沿った形で謝罪を行う。

⑤ 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

10 観衆・傍観生徒等への対応

観衆・傍観者も加害者と変わらないという認識をさせる

被害者の心の苦しみや痛みを理解させる

再発防止に向けた集団指導を行う(いじめ撲滅に対する毅然な姿勢)

(1) いじめの観衆 … いじめを強化する存在(積極的な関係者・自己防衛的な同調者)

→ 自分は直接いじめを行わないが、声援や拍手を送り、精神的支援をする役割を果たす者

〈背 景〉

- ・いじめの報復を恐れている。
- 仲間はずれにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・被害生徒への不快感がある。

<はやし立てる生徒>に対して

・被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることに気づかせる。

(2) いじめの傍観者 ··· いじめを支持する存在(葛藤のある者・無関心な者)

→ いじめに対し、積極的に支援は行わないが、制止することはせず、見て見ぬふりをし、関わりを避けようとする者

く背 景>

- ・「次は自分がいじめられる」との葛藤や不安がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・自分の関心をもつ者にしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- ・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。
- ・被害生徒への不快感がある。

<見て見ぬふりの生徒>に対して

- ・見て見ぬふりをしている行為 (傍観) は、いじめの行為への荷担と同じであることに 気づかせる。
- ・いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。

(3) 学級全体への指導

- ・「いじめは許さない」という断固たる教員の姿勢を示す。
 - ・いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
 - ・傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
 - ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
 - ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・学校行事を通して、学級の連帯感を高める。
- ・生徒一人ひとりが活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

11 関係機関との連携

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、生徒の状況に応じて適切な関係機関と連携していくことが必要です。

(1) 連携が必要なケース

関係機関	連携内容(例)			
警察	○暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり金品を要求される			
	など、犯罪の可能性が予測されている場合			
医療機関・SC	○いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している場合			
	○自殺をほのめかす、幻聴、幻覚などを訴えるなど極度の精神的なダ			
	メージを受けている場合			
児童相談所等	○いじめの背景に養育上の課題があったり、生徒や保護者への支援が			
	必要であると判断された場合			

(2) 連携上の留意点

- ○保護者に対して、いじめの解決に向けた学校としての対応策を十分説明した上で、関係 機関を紹介し、保護者の判断をもって対応する。
- ○学校は、保護者が「学校は他人任せにし、我が子への関わりを放棄したのでは?」との 不安や不満を抱くことがないよう、指導の過程で見られた子どもの変容を保護者に知ら せるなど、常に保護者と関わろうとする姿勢を示す。
- ○担任等の関係教員は、連携を図った関係機関を訪れ、可能な範囲で子どもの悩みや願いなどについて話を聞き、学校における人間関係を改善したり、授業の改善に生かしたりするように努める。
- ○学校としての対応を見直すために、関係機関に積極的に助言を求める。
- ○医療機関を紹介する場合は、過度に保護者の不安を増大させることがないように配慮する。
- ○生徒に拒否的な様子が見られるときには、無理をせず、相談機関を経由した医療機関と の連携を図る。

12 「ネットいじめ」の理解

(1) 「ネットいじめ」とは?

携帯電話やパソコンを通じてインターネットの掲示板等に誹謗中傷等を書き込む「いじめ」

(2) 「ネットいじめ」の特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、簡単に被害生徒にも加害生徒にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教員などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが 難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、 「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

(3) 「ネット上のいじめ」の態様

- ① 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗中傷の書き込み
 - ・個人情報の無断掲載
 - なりすまし等
- ② メールでの「ネット上のいじめ」
 - 誹謗中傷するメール
 - ・チェーンメール
 - なりすましメール等
- ③ その他(口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等)
- (注) 掲示板…参加者が自由に書き込みをし、会話ができる。

ブログ…日記のように更新されるウェブサイト。

プロフ…インターネットを利用した自己紹介サイト。

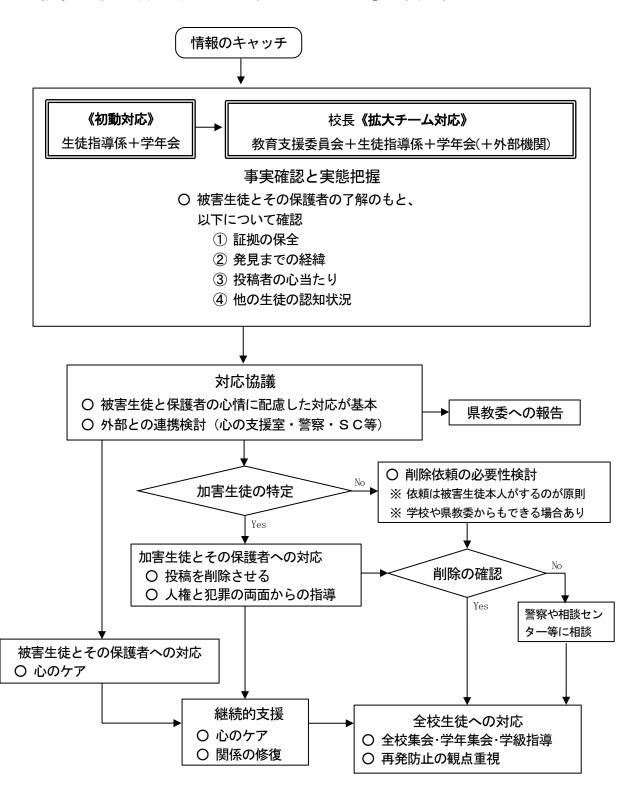
SNS…コミュニティ型の会員制のウェブサイト。

(4) 携帯サイトの現状

- 学校裏サイト
 - ・ 学校別に掲示板を作成している。
 - ・教員、クラスメイト、先輩、後輩などの評判、誹謗中傷等が書き込まれる。
 - ・身近な大人、知人が実名で語られる。
 - 携帯電話からしかアクセスできないサイトが多い。
 - パスワードがないとは入れない。
- ② プロフ
 - ・個人情報…実名、電話番号、学校名、顔写真等が平気で掲載され、それらの個人情報 が悪用される。
 - ・なりすまし…ある子どもの顔写真を勝手に使ってプロフを作成し、そこに根も葉もない情報を書き込む。また、異性になりすまし、出会い系サイトに誘い込む。
 - ・わいせつ画像…サイトへのアクセスを増やすために過激な写真を貼る。

13 「ネットいじめ」対応フローチャート

※指導の基本的な流れは、「いじめ対応フローチャート」に準ずる。



14 「ネットいじめ」への対応

(1) 削除依頼について

①証拠の保全・記録

- ○発見日時、発見の経緯
- ○ウェブページアドレス(URL)の記録
- ○ウェブページの印刷とファイル保存

印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

2削除依頼

- ○加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- ○加害生徒が特定できない場合
- ・削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼を せずに「無視する」場合がある。
- ・被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
- ・削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼 をすることもできる。
- ・削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパ ソコンの代表アドレスから行う。

〇削除依頼の手順

- 1 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
- 2 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
- 3 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
- 4 削除されない場合、専用の相談窓口に相談する。
- ※緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室に相談する。

○削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

- URL: http:// \sim
- ・スレッド: http://~
- · 書き込みNo.:
- ・掲載情報:私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と〇〇しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。
- ・侵害された権利:プライバシーの侵害、名誉棄損
- ・侵害されたとする理由: 私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

(2) 相談窓口

- ○長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- ○違法・有害情報相談センター (http://www.ihaho.jp/)
- ○地方法務局「子どもの人権 110番」 0120-007-110
- ○教学指導課心の支援室 026-235-7436

15 重大事態対応フローチャート

いじめの疑いに関する情報

- 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」(拡大教育支援委員会)でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告 (※設置者から地方公共団体の長等に報告)
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

★学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

《学校が調査主体の場合》

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校内に、重大事態の調査組織を設置
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係 係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を 確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質 に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- |※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が 重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- |※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、 調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。
- 調査結果を学校の設置者に報告 (※設置者から地方公共団体の長等に報告)
- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者 の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置

《学校の設置者が調査主体の場合》

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

16 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 <u>いじめにより</u>当該学校に在籍する生徒の<u>生命、心身又は財産に重大な被害</u>が生じた疑いがあると 認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が<u>相当の期間</u>学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにある ことを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会(高校教育課および教学指導課心の支援室) に報告する。

(2) 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって、迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「教育支援委員会」を中核とした「危機対応チーム」を立ち上げる。
- ・関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関(消防・警察・教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3) 事実関係調査

学校又は学校の設置者(県教育委員会)は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査 委員会を設置する。

- ・「調査委員会設置要綱」を設け「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「教育支援委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。その際、県 教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。
- ② 組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門

家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は 特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図る。

- 【参考】長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置 について」
- 2 外部有識者を含む「調査委員会」を設置する事案について
 - (1) いじめ等学校要因を背景とした生徒の自殺事案

自殺の背景についての初期調査で、学校側がいじめの被害や教員の不適切な指導など学校要因を把握した場合は、遺族の同意を得た上で調査委員会を設置して「詳しい調査」を行う。

また、学校側は学校要因を把握していないが、遺族から「詳しい調査」の要望があった場合も調査委員会を設置する。自殺未遂事案においても、背景と思われる学校要因の重大性、保護者との関係、社会的影響力などを総合的に判断し、設置することがある。

- (2) いじめ等を背景とする犯罪(殺人・傷害等)による生徒の死亡事案(重傷を負った場合も含む)
- (3) いじめを背景としないが、学校が安全配慮義務を怠ったために発生した学校事故により、生徒が死亡、または重傷を負った場合等も調査委員会を設置することがある。
- 3 「調査委員会」を設置するときの学校と県教育委員会の役割について
 - (1) 学校の役割
 - ア 調査委員会を設置する主体は、各学校とする。
 - イ 県教育委員会の指導のもとに調査委員会を発足させる。
 - ウ 「調査委員会設置要綱」を策定する。
 - エ 「調査委員会設置要綱」に基づき委員を選任する。委員の選任に当たっては、生徒の保護者等 関係者の意向を尊重して行うが、飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会の「提言」の趣旨に則り、 外部有識者委員を含むことを原則とする。
 - (2) 県教育委員会の役割
 - ア 県教育委員会は、県立学校の調査委員会設置について指導、助言する。
 - イ 県教育委員会は、調査委員会設置にあたって、外部有識者委員の候補者について情報提供を行う。その場合、つぎの委員等が候補となる。
 - (7) 学校事故被害者等相談支援員
 - ・飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会の提言に基づき「被害者アドバイザー」「学校長サポートチーム」等の業務にあたる支援員。
 - ・臨床心理士 (3 名) ・医師 (7 名) ・看護師 (4 名) ・弁護士 (9 名) ・保護司 (9 名)・元家 庭裁判所調査官 (1 名) の合計 33 名。 (平成 23 年 7 月現在)
 - (4) 生徒指導総合対策会議委員
 - ・生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な 支援と助言を行うために開催する生徒指導総合対策会議の委員。
 - ・大学教授(1名)・弁護士(2名)・医師(2名)・臨床心理士(1名)
 - ・社会福祉士(1名)・精神保健福祉士(1名)・教育関係者(2名)
 - ・児童相談所職員(1名)・県警少年課職員(1名)の合計12名(平成24年5月現在)

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

① いじめられた生徒からの聴き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒 や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継 続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成 23 年 3 月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考にして実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

<情報提供にあたっての配慮事項>

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(7) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

17 緊急対応(自殺)

(1) 自殺のサインと対応

自殺の心理

- ○ひどい孤立感 … 「居場所がない」、「誰も自分のことを助けてくれない」等。
- ○無価値感 … 「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- ○強い怒り … 自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- ○思い込み … 自分が今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- ○心理的視野狭窄 … 自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

自殺の危険因子

- ○自殺未遂 … 薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- ○心の病 … うつ病、統合失調症、パーソナリティー障害、薬物乱用、摂食障害等。
- ○安心感のない家庭環境 … 児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- ○独特の性格傾向 … 極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

(2) 要因、背景の理解

自殺直前のサイン(SOSのサインを総合的に判断)

- ○自殺のほのめかし、自殺計画の具体化。
- ○自傷行為。
- ○行動、性格、身なりの突然の変化。
- ○けがを繰り返す傾向。
- ○アルコールや薬物の乱用。
- ○重要な人の最近の自殺。
- ○最近の喪失体験。
- ○別れの用意(整理整頓、大切なものをあげる等)。
- ○家出や放浪をする。
- ○これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ○物事に集中できなくなる。
- ○いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ○成績が急に落ちる。
- ○不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ○投げやりな態度が目立つ。
- ○身だしなみを気にしなくなる。
- ○不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
- ○自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ○学校に通わなくなる。
- ○ひきこもりがちになる。
- ○過度に危険な行為に及ぶ。

(3) 発生時の誠実かつ真摯な対応

対応の原則・留意点

- ○生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- ○生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- ○安易に励ましたり、叱ったりしない。
- ○言葉に出して心配していることを伝える。 → 「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」

「とってもあなたのことが心配だ」

- ○率直に尋ねる。 → 「どんな時にそう思うの?」
- ○絶望的な気持ちを傾聴する。 → そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとすること。
- ○安全を確保する。 → 当該生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- ○一人で抱え込まない。 → 組織的に対応する
- ○スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- ○急に生徒との関係を切らない。 → 継続して関われるような配慮。

生徒に必要な自殺予防の知識

- ○ひどく落ち込んだときには相談する。 → 相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- ○友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- ○自殺予防のための関係機関(相談機関や医療機関)について知っておく。

(4) 自殺が発生したときの対応

自殺が起きた後の一般的な反応

- ○自分を責める … 「あのときに一声かけていれば…」
- ○他人を責める … 「○○君の態度が追い詰めた」
- ○集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる。
- ○一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
- ○まるで何もなかったかのように振る舞う。
- ○反抗的な態度をとる。
- ○食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、身体のだるさ等。

配慮が必要な人

- ○自殺した子どもと関係の深い人 … 親友、ガール(ボーイ)フレンド、同級生、部活動仲間 等
- 〇元々リスクのある人 … これまで自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたことのある子ども。
 - ○現場を目撃した人 … 現場を目撃した人、遺体に直接対応した人。

(5) 対応の原則と二次被害の予防

校長を中心とした役割連携

○校長のリーダーシップ

- … 遺族への対応、保護者会、記者会見等
- → 「生徒を守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。

○情報の取扱い

- … 正確な情報発信、プライバシーへの配慮。
- → 自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない等。

○遺族への対応

… 遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった生徒の兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹 が他校にいた場合は、連携し対応する。

○保護者への対応

… 今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等 について伝える。

○マスコミへの対応

… 一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。

○学校再開(発生後初めて登校する日)

… 生徒への伝え方については、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮 し、生徒の些細な変化に対応できるよう、スクールカウンセラー等専門家と連携し対処する。

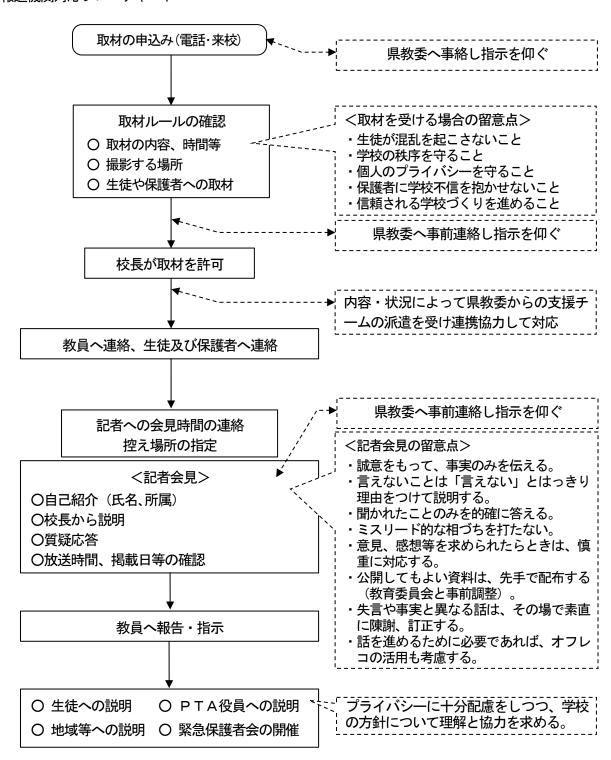
18 報道機関・地域社会への対応

学校(校長)が主体性を持って説明すること(アカウンタビリティ)

確実な事実のみを話すこと

人権及び個人のプライバシーを守ること

(1) 報道機関対応フローチャート



(2) 報道機関対応の基本姿勢

- ○正確な情報を提供する。(推測による発信は避ける)
- ○報道機関各社に対しては、公平な対応をする。
- ○取材に対し、誠意をもって、迅速に対応する。特に記事の締め切り時間に配慮した情報提供に留意する。
- ○学校の方針を伝えるという積極的な広報姿勢を堅持して、報道機関に対応する。
- ○記者会見等にあたっては、文書によるコメントを準備する。
- ○報道機関の質問を全て正確に記録する。
- ○報道機関との対応の窓口を一本化する。

(3) 報道機関対応の基本姿勢

- ○報道機関から取材依頼があった場合は、電話ではなく直接面談して取材に応じる。
- ○報道機関に提供できる情報と提供できない情報を明確にして対応する。
- ○嘘やごまかしは丌信感と批判を増幅させるので、事実をもって対応する。
- ○記者の視点はその問題についての社会的責任や道義的責任へのコメントであるので、法律的な見地からのコメントは避ける。
- ○報道機関の締め切り時間を確認し、それに間に合うように記者会見を開く。

(4) 報道機関からの質問想定

① 想定される基本的な質問								
(1)	27	(2)	どこで	(3)	誰が			
(4)	どういう状況で	(5)	何を	(6)	何によって			
(7)	どうした	(8)	何故(理由)	(9)	どれくらい (期間)			
(10) 学校の対応について (いじめが発覚してから今までの対応等)								
② 質	質問に対する返答の際の留意	軻						
	質問をよく聞き、的確に答案	えるこ	<u>.</u> ک					
	感情的にならないこと。							
	現時点で判明している事実	をもと	に、何がわかってい	るこ	とで何が不明なことであるのか、			
学校としてどう対処しようとしているのかなどを整理し、明確に伝える。								
	計心な情報は省かない。							
	□ 個人情報には十分に配慮する。							
③ 伝えるべきこと								
	□ 学校は対策委員会を設置し、問題に取り組んでいること。							
	問題の重大さを認識していること。							
	問題の解決に向けて責任を持って臨んでいること。							
	新たなことが判明し次第、適宜に公表すること。							
] 生徒及び保護者等へ及ぼす影響や関係者の人権やプライバシーを最大限配慮してほしいこ							
と。								

(5) PTA・地域社会等への対応

- ① 保護者への情報提供
 - ・問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報の提供に努める。
- ② PTA等との連携協力
 - ・学校と保護者や地域代表との情報交換や意見交換の機会を設ける。
- ③ 懇談会のもち方
 - ・開催時間や開催場所については、多くの保護者等が参加できるように工夫する。